

(別表 1)

事業継続力強化支援計画（第 2 期）

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ハザードマップ」及び庄原市防災マップによると、当商工会が立地する庄原市東城町川東・川西地区は、高梁川水系成羽川による洪水により、川東・川西地区中心市街地において広い範囲で最大 1m～3m の浸水が予想されている。

■洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

■庄原市防災マップ(東城地域)

https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2021/07/R2_HM_tojo.pdf

(土砂災害：ハザードマップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び庄原市防災マップによると、当商工会は中国山地の概ね中央に位置している。急峻な地形を有する当地域は、土砂災害警戒区域が広範に分布している。令和 5 年 6 月豪雨では実際に小規模崩落が確認されている。

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

■庄原市防災マップ(東城地域)

https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2021/07/R2_HM_tojo.pdf

(地震：J-SHIS)

文部科学省 地震調査研究推進本部、広島県によると、南海トラフ沿いの地域において、マグニチュード 8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は、70～80%（令和 5 年 1 月 1 日現在）とされており、大規模地震発生 of 切迫性が指摘されている。

また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、最大震度 6 以上の地震が 30 年以内に 40% 程度の確率で発生するとされている。

■文部科学省地震調査研究推進本部 広島県の地震活動の特徴

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_chugoku-shikoku/p34_hiroshima/

■文部科学省地震調査研究推進本部 南海トラフで発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai

■文部科学省地震調査研究推進本部 安芸灘～伊予灘～豊後水道地震で発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k26_aki_iyo_bungo/

■庄原市地域防災計画(震災対策編)

<https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2024/06/88583231272a3c031369e7531ac25f65.pdf>

(雪害・林野火災)

庄原市地域防災計画(基本編)で想定されている災害のうち、「雪害」については大雪による交通機関の麻痺や雪崩等の直接被害が想定される。「林野火災」については市の面積の 84% が山林で急傾斜地が多い。また、近年地域開発等の進展に伴い人家が山ろくまで建て込んできた。一度林野火災が発生すると消火作業は困難でありこれが拡大すると相当の被害をもたらす恐れがある。

■庄原市地域防災計画(基本編)

<https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2024/06/2c8437ad4122a6d9609e709868b6b52c.pdf>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

■内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/houdou/documents/index.html>

■庄原市ホームページ(新型コロナウイルス情報)

https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/cat_sonota/post_1206.html

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 448人
- ・小規模事業者数 381人(令和6年度商工会実態調査(令和6年4月1日))
- ・会員数 245人

(内訳)

業種		会員数	小規模事業者数
商 工 業 者	建設業	30	46
	製造業	22	34
	卸売業	6	9
	小売業	64	100
	飲食店	20	31
	宿泊業	5	8
	娯楽業	1	2
	娯楽業以外	63	98
	その他	34	53
	合計	245	381

(3) これまでの取組

1) 当市の取り組み

- ・地域防災計画（基本編と震災対策編の2編で構成）の改正
毎年定期的に検討を加えるとともに、修正を必要と認める事由が生じたときは、毎年度開催の市防災会議において、速やかに修正を行う。
- ・防災マップの作成
「浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」、避難所や要配慮者利用施設などの情報、県が新たに指定した土砂災害警戒区域等をまとめた防災マップが作成されホームページ等で公開している。
- ・住民告知端末による情報発信
「災害等に関する緊急事項」や「行政情報」等を迅速かつ確実に伝達する「住民告知放送」を実施している。
- ・災害協定の締結
当市では、大規模災害時等に迅速で的確な応急対策を行えるよう、他の地方公共団体や民間団体等と応援協定を締結している。
- ・庄原市業務継続計画の策定
大規模な災害の発生により、市の本庁舎やシステムや職員等の被災により、執務環境に制約が生じた場合であっても、適切に業務を執行できるよう「庄原市業務継続計画」を策定。
- ・被災者等の生活再建
庄原市災害見舞金や被災者生活再建支援法による支援金の支給など、各種支援措置等に努める。
- ・事業継続力強化支援計画第1期（計画期間は令和3年4月1日～令和7年3月31日）を策定。

2) 当会の取り組み

- ・ 当会 BCP マニュアルの作成
令和 3 年 7 月に「東城町商工会 BCP マニュアル」を作成し、役職員に周知するとともに、非常時の連絡体制等を構築。
- ・ 事業継続力強化計画策定等の状況

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	計
目標件数	10	10	10	10	10	50
実績件数	1	0	0	0	0	1
達成率	10%	0%	0%	0%	0%	2%

- ・ BCP 策定セミナーへの参加斡旋
- ・ 職員のスキルアップ
研修会に職員を派遣し支援スキルの向上を図った。
- ・ 事業継続力強化支援計画第 1 期（計画期間は令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）を策定
- ・ リスクマネジメントとしての共済・保険制度の加入促進
- ・ 第 1 期実施期間中における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援

事業名	件数	金額
小規模事業者持続化補助金（コロナ型）	2 件	1,684 千円
経営改善貸付（コロナマル経）	22 件	12,460 千円
庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止補助金	29 件	3,800 千円

II. 課題

第 1 期では、BCP マニュアルの策定、災害対策に関する情報発信、セミナーへの参加促進などの取組を行ってきた。しかしながら、こうした取組が事業者全体に十分に浸透しているとは言い難く、自発的な取組の定着には至っていない。

また、共済制度等を含むリスク対策に対する理解も不十分であり、今後の重要な課題である。

さらに、災害対応や保険・共済制度に関して適切な助言ができる職員が限られており、事業者に対する支援の深度にも限界がある。そのため、BCP 作成支援を担う人材の継続的な育成が必要である。

加えて、商工会として BCP マニュアルを整備しているものの、実際の運用や訓練については、まだ十分に取り組みが進んでいるとは言えない状況である。このため、防災訓練の実施や非常用備品の整備、安否確認体制の構築など、今後はより実践的な対応に向けた取組を進めていく必要がある。

III. 目標

- ・ 地区内の小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と庄原市における被害状況報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかに復興支援が行えるよう、また地域内で感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 各保険会社と連携し、災害発生に備えた保険の加入や見直しを提案していく。
- ・ 小規模事業者の BCP マニュアル作成及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。

【成果目標】

- ・ 支援事業者数は、伴走型小規模事業者支援推進事業による事業計画作成支援事業者数計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するものとする。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	合計
支援対象事業者	10	10	10	10	10	50
うち、BCP 作成 事業者数	6 社	6 社	6 社	6 社	6 社	30 社

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間（第２期）

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年８月１日～令和１２年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と庄原市が役割分担および体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< １．事前の対策 >

１）小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を活用し、事業所の立地に伴う自然災害リスクやその影響を軽減するための取組（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援策の活用など）について説明を行う。
- ・商工会報、公式 LINE、庄原市広報「広報しょうばら」およびホームページ等を通じて、国の施策紹介、リスク対策の必要性、損害保険・生命保険・傷害保険の概要紹介、事業者の BCP への積極的な取組事例を紹介する。
- ・小規模事業者に対し、簡易なものも含む事業継続計画（BCP）の策定支援、実効性のある取組や効果的な訓練についての指導・助言を行う。
- ・専門家を招いた普及啓発セミナーを実施し、小規模事業者向けに行政施策や損害保険制度等の紹介を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は常に発生の可能性があることから、事業者には最新かつ正確な情報の収集を促し、デマに惑わされず冷静に対応する重要性を周知する。
- ・各業種のガイドラインに基づく感染拡大防止策の周知を行うとともに、将来の感染症対策に資する支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液の備蓄、オフィス内の換気設備設置、IT 環境やテレワーク環境整備に関する情報提供および支援対策を行う

２）東城町商工会事業継続計画の作成

「東城町商工会 事業継続計画（BCP マニュアル）」（令和３年７月１４日策定）には感染症対策が未記載のため、これを追記する。また、災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、マニュアルの周知徹底を図る。

３）関係団体との連携

- ・広島県共済および全国商工会連合会が協定を締結している損害保険会社等に対し、専門家の派遣を依頼し、会員事業者に限らず広く一般を対象とした普及啓発セミナーや、各種保険制度の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発用ポスターの掲示を依頼し、またセミナー等の共催による連携を図る。

４）フォローアップ

- ・小規模事業者が策定した事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画について、その実施状況や進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて助言や改善支援を行う。

５）当該計画に係る訓練の実施

- ・災害発生を想定した訓練を実施し、庄原市との連絡ルートや連携体制の確認を行う。
- ・訓練は必要に応じて計画的に実施し、実効性の向上と迅速な対応力の強化を図る。

＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害 や道路状況等）等を当会と庄原市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、庄原市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と庄原市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、情報を共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと想定する。

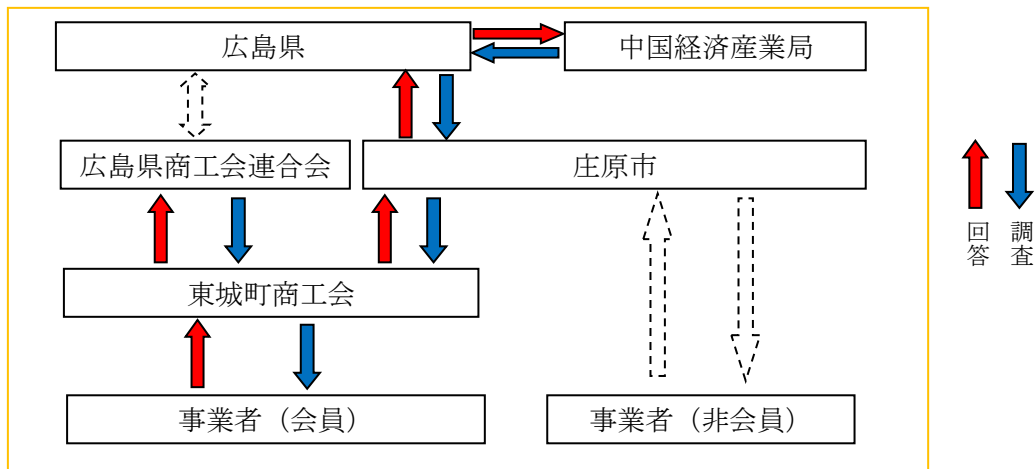
- ・本計画により、当会と庄原市と以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	1週間に1回共有する
1か月以降	2週間に1回共有する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と庄原市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と庄原市が共有した情報を、広島県の商工担当部署へ報告する。

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、庄原市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、庄原市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・広島県及び庄原市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や庄原市、広島県商工会連合会に相談する。

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年5月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
東城町商工会 事務局長 法定経営指導員 1 名 経営指導員 1 名 補助員 1 名 指導職員 3 名 連携 連絡調整 庄原市 企画振興部 商工観光課 確認 連携 庄原市 総務部 危機管理課	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 柳生 年信（東城町商工会 本所／TEL 08477-2-0525）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会 東城町商工会 経営支援課 〒729-5121 広島県庄原市東城町川東 1175 TEL：08477-2-0525／FAX：08477-2-3129 E-mail： tojyo@hint.or.jp	
②関係市町村 庄原市役所 企画振興部 商工観光課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10-1 TEL：0824-73-1178／FAX：0824-72-3322(代表) E-mail： shobara@city.shobara.lg.jp	
その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 委員会運営費	50	50	50	50	50
・ パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ チラシ等郵送料	50	50	50	50	50
・ 備蓄等消耗品費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入、広島県の補助金、庄原市の補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	